那珂川市のお財布

～令和8年度予算～

目次

１．那珂川市の予算（令和8年度）

①収入と支出について（一般会計） 2
②こんなことに使います 3

２．収入と支出について

①令和８年度一般会計予算 4～5

②令和８年度特別会計予算 6～10

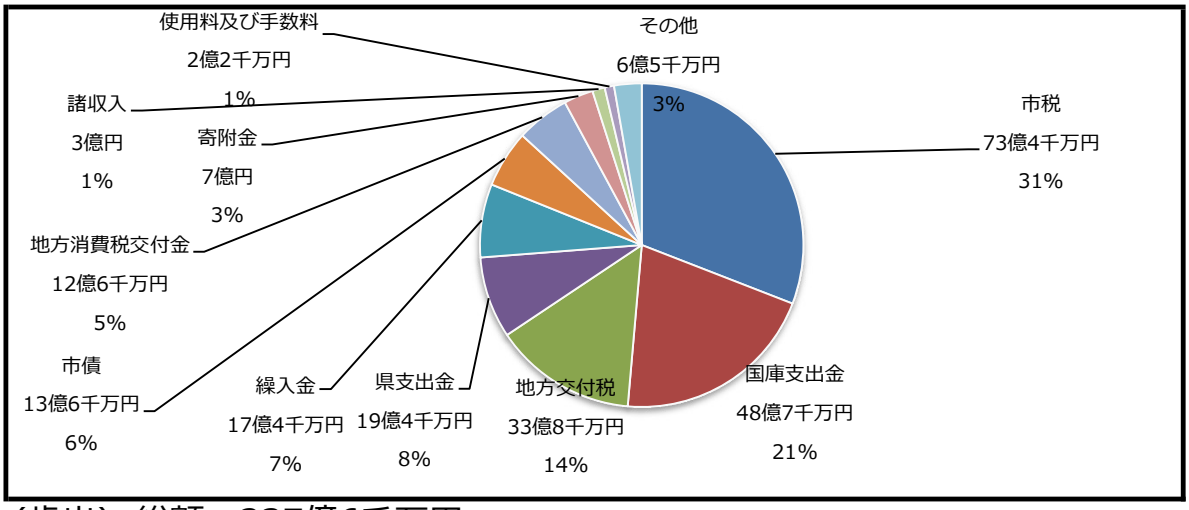
１．那珂川市の予算(令和８年度)

①収入と支出について(一般会計)

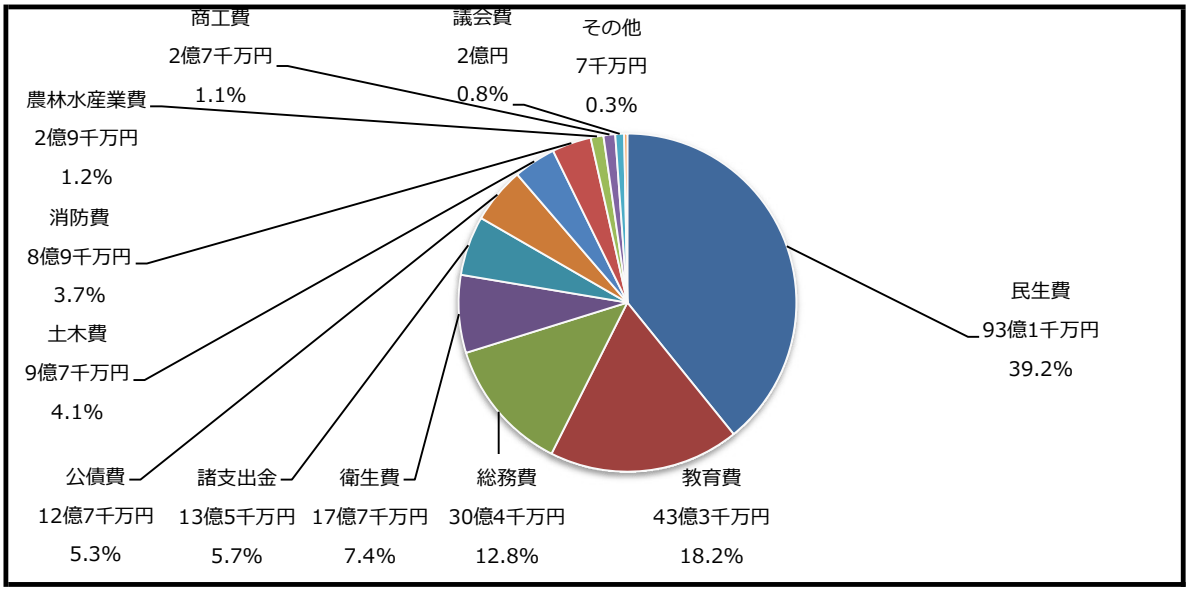
本年度予算は、昨今の急激な物価高騰など厳しい社会情勢が続く中でも持続可能な成長と発展を遂げることができるよう、事業の選択と集中を行いつつ、継続して実施する事業についても、より効果的に進化させることを念頭に置き、予算編成にあたりました。

一般会計総額は、237億６千万円で16億1千万円の増額となっています。歳入は、市民の皆さまから納めて頂く市税が73億4千万円と最も多く、国庫支出金、地方交付税と続いています。歳出は福祉施策を行うための民生費が93億1千万円と最も多く、次いで教育費が43億3千万円となっています。

(歳入) 総額：237億6千万円　　（単位：千万円）



(歳出) 総額：237億6千万円



②こんなことに使います

名称	概要	予算額
小・中学校の学校給食費における保護者負担を軽減します	小学校について、国が実施する学校給食費の抜本的な負担軽減において交付される食材費相当額に、市独自の補助を加えることで学校給食費の完全無償化を実施します。 また、中学校について、近年の物価高騰の影響を踏まえ、一部補助を行うことにより保護者の負担軽減を図ります。	約2億3千万円
令和8年度から令和9年度にかけて小・中学校の体育館などに空調設備を整備します	安定的で快適な教育環境を確保するとともに、避難所としての機能を強化するため、空調設備を整備します。 令和8年度は、安徳小体育館、岩戸北小体育館、片縄小体育館、安徳南小体育館、那珂川中武道場、那珂川南中武道場、那珂川北中体育館に整備予定です。	約8億円
こども誰でも通園制度を開始します	保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供を保育園や幼稚園等に月10時間を上限に預けられる制度が開始されます。	約4千万円
令和8年度から令和10年度にかけて総合運動公園を整備します	那珂川市総合運動公園の供用開始に向けて、PFI方式により民間事業者と連携しながら、設計及び工事を行います。令和9年度に一部供用開始、令和10年度に全施設の供用開始を目指します。 ※PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ） 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。	約4億5千万円

※令和8年3月定例会にて表明した内容より抜粋したもので、予算額は当初予算ベースです。

３．収入と支出について

①令和8年度予算

一般会計

歳入

項目		金額	構成比
自主財源 105億5,039万3千円	市税	73億4,304万7千円	30.9%
	固定資産税	34億7,783万9千円	14.6%
	市民税	33億1,384万5千円	13.9%
	たばこ税	3億9,668万2千円	1.7%
	軽自動車税	1億4,961万7千円	0.6%
	入湯税	506万4千円	0.0%
	繰入金	17億4,312万5千円	7.3%
	使用料及び手数料	2億2,071万7千円	0.9%
	分担金及び負担金	1億3,235万3千円	0.6%
	その他	11億1,115万1千円	4.7%
	寄附金	6億9,400万0千円	2.9%
	諸収入	3億335万4千円	1.3%
	繰越金	8,000万0千円	0.3%
	財産収入	3,379万7千円	0.1%
依存財源 132億1,135万6千円	国庫支出金	48億6,673万3千円	20.5%
	地方交付税	33億7,931万2千円	14.2%
	普通交付税	31億2,253万5千円	13.1%
	特別交付税	2億5,677万7千円	1.1%
	市債	13億5,920万0千円	5.7%
	県支出金	19億4,092万6千円	8.2%
	地方消費税交付金	12億6,056万2千円	5.3%
	地方譲与税	1億4,032万8千円	0.6%
	その他国や県からの交付金	2億6,429万5千円	1.1%
	法人事業税交付金	7,649万5千円	0.3%
	地方特例交付金	4,116万7千円	0.2%
	ゴルフ場利用税交付金	4,442万5千円	0.2%
	株式等譲渡所得割交付金	3,977万2千円	0.2%
	配当割交付金	3,284万1千円	0.1%
	環境性能割交付金	1,914万6千円	0.1%
	交通安全対策特別交付金	780万8千円	0.0%
	利子割交付金	264万1千円	0.0%
	合計	237億6,174万9千円	100.0%

※ 平成26年4月からの消費税増税に伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費
その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとすると
地方税法に明記されています。本市でも令和8年度一般会計当初予算において以下のとおり社会保障施策に要する経費に充当しています。

社会保障財源交付金（消費税率の引き上げ分に係る地方消費税交付金）当初予算額　742,291 千円

単位：千円

事 業 名	令和8年度当初予算額	うち、社会保障財源交付金充当額
社会福祉（児童福祉や障害者福祉に要する経費等）	7,680,999	540,276
社会保険（国民健康保険や介護保険に要する経費等）	1,091,612	77,068
保健衛生（高齢者医療や疾病予防に要する経費等）	1,159,568	124,947
合　計	9,932,179	742,291

歳出(性質別：市で支出する経費をその経済的性質に分類したもの)

項目	金額	割合
扶助費 児童手当、障がい者の自立支援給付費など	73億6,750万0千円	31.0%
物件費 光熱水費や施設の維持管理費、事務用品・備品購入費など	39億3,510万9千円	16.5%
人件費 職員の給料や議員などの報酬	36億3,811万8千円	15.3%
投資的経費 施設や道路を作ったり、災害復旧に充てたりするお金	24億3,538万3千円	10.2%
補助費等 団体や個人に対する負担金や補助金など	21億68万9千円	8.8%
繰出金 他会計（下水道事業や介護保険事業等）へ繰出すお金	17億594万2千円	7.2%
公債費 借入金に対して返済を行うお金	12億6,936万8千円	5.3%
積立金 基金（市の貯金）へ積立てるお金	10億3,304万1千円	4.3%
維持補修費 施設や設備などの修繕を行うためのお金	2億592万6千円	0.9%
予備費 不測の支出に対応するために準備しておくお金	7,067万3千円	0.3%
投資・出資・貸付金 他団体や中小企業へ出すお金	4,884万8千円	0.2%
合計	238億1,059万7千円	100.0%

歳出(目的別：市で支出する経費をその行政目的に合わせて分類したもの)

項目	金額	割合
民生費 高齢者・障がい者・児童などの福祉施策を行う経費 保育所運営経費など	93億983万2千円	39.2%
教育費 市立の学校や幼稚園を運営するための経費など	43億3,247万7千円	18.2%
総務費 役所の事務運営のための経費 人件費、庁舎施設管理、電算システム管理委託料など	30億4,208万0千円	12.8%
衛生費 ごみ収集、し尿処理委託費、住民健診など健康づくりのための経費	17億7,497万2千円	7.5%
諸支出金 一般会計が負担する特別会計への繰出金	13億4,516万2千円	5.7%
土木費 道路整備などのために必要な経費	9億7,367万0千円	4.1%
公債費 借入金の返済金	12億6,936万8千円	5.4%
消防費 防災・防犯・交通安全と消防活動に必要な経費 春日・大野城・那珂川消防組合への分担金など	8億8,923万2千円	3.7%
農林水産業費 農業・林業振興のための経費で、改修工事など施設整備のために必要な経費	2億9,237万0千円	1.2%
商工費 商工振興のための経費 中小企業融資預託金など	2億6,562万5千円	1.1%
議会費 市議会運営のための経費 議員報酬など	1億9,528万8千円	0.8%
その他 想定していない事態が生じたときに使う予備費や災害が発生した場合の復旧するための経費など	7,167万3千円	0.3%
合計	237億6,174万9千円	100.0%

②令和8年度特別会計予算

前のページまでは、行政運営の基本となる一般会計についての説明をしました。このページからは、特定の事業を実施するために特定の料金収入などで運営するもう１つのお財布である特別会計について説明します。

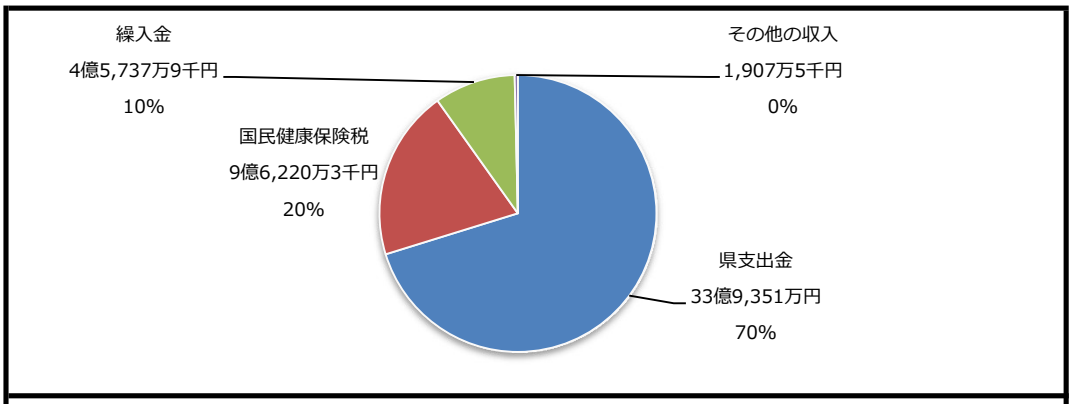
令和8年度は、「国民健康保険事業特別会計」、「介護保険事業特別会計」、「後期高齢者医療特別会計」、「下水道事業会計」、「岩戸財産区特別会計」、「安徳財産区特別会計」、「南畑財産区特別会計」の7の特別会計があります。

(1)国民健康保険事業特別会計　　総額：48億3千万円

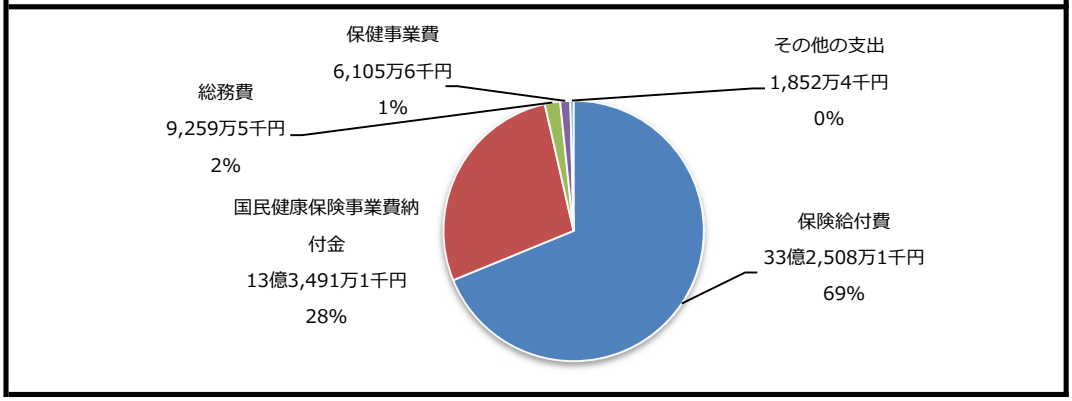
社会保険に加入していない人が加入する保険で、国民健康保険税、医療費、特定健診･特定保健指導(各医療保険者が生活習慣病予防のために行う健康診断や生活習慣改善のための保健指導のこと)などの国民健康保険事業に関するお金の出し入れを管理する会計のことです。

（単位：千円）

（歳入）



（歳出）

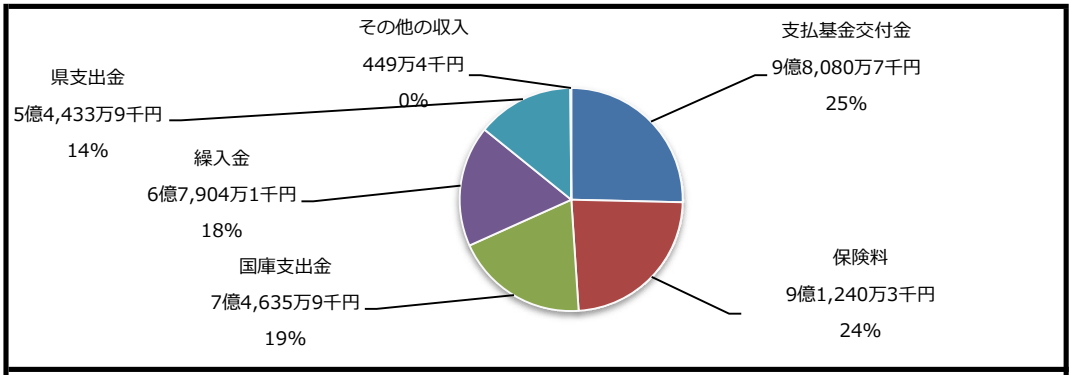


(2)介護保険事業特別会計　　総額：38億7千万円

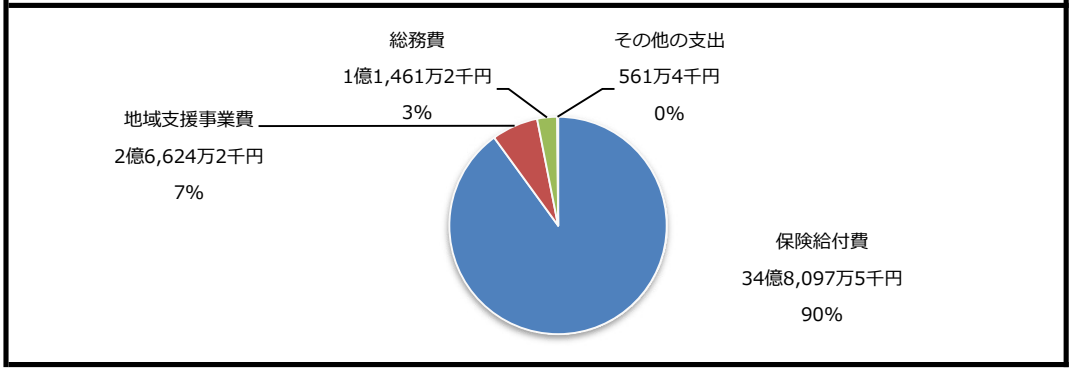
介護保険料、介護サービス(ホームヘルプ、訪問リハビリテーション、施設入所などのサービスで要介護1～5の人が受けるサービス)や介護予防サービス(サービスの種類は介護サービスと同様で要支援1･2の人が受けるサービス)などの介護保険事業に関する会計のことです。

（単位：千円）

（歳入）



（歳出）

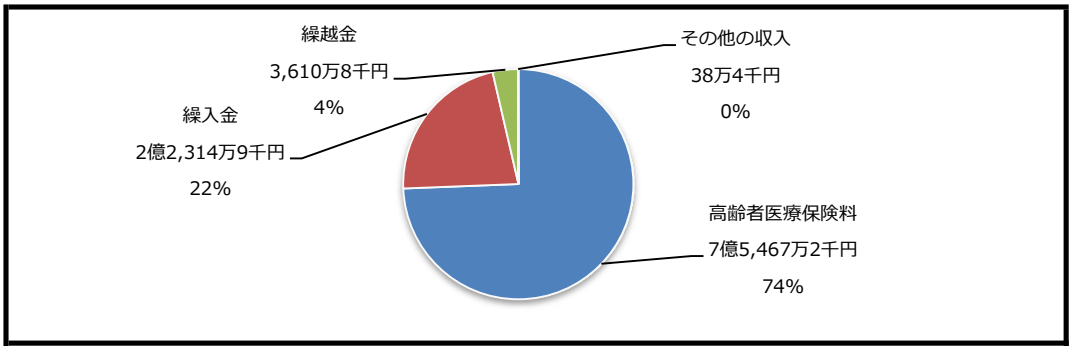


(3)後期高齢者医療特別会計　　総額：10億1千万円

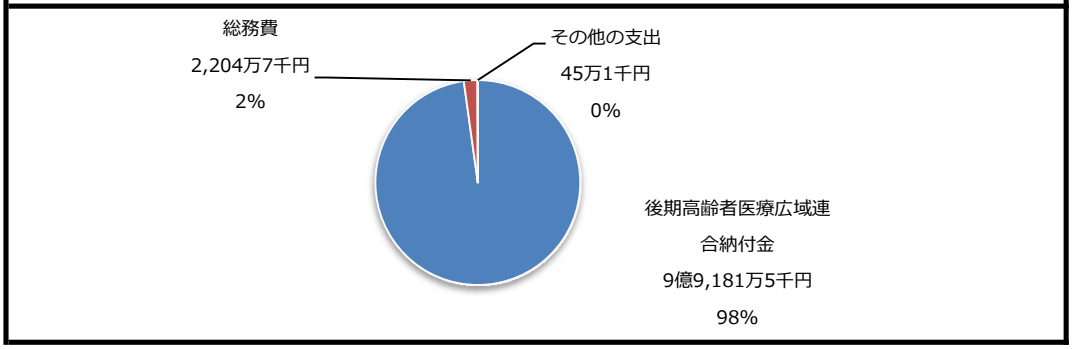
75歳以上の高齢者を対象とした医療制度に関する会計のことです。

（単位：千円）

（歳入）



（歳出）

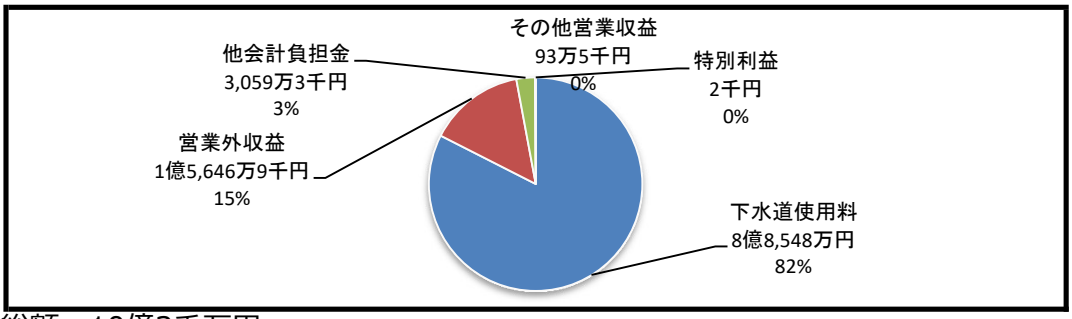


(4)下水道事業会計

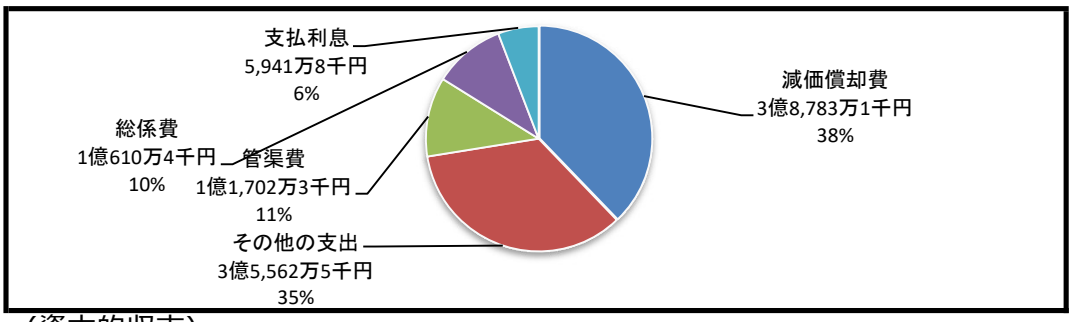
(収益的収支)

下水道使用料、下水道関係施設の維持管理費や減価償却費、建設時に借りたお金の支払利息などの経営に関するお金のことです。

（歳入） 総額：10億7千万円 （単位：千円）



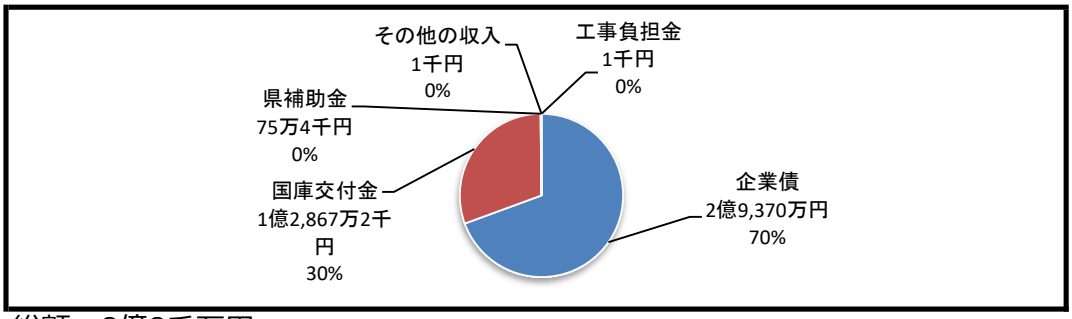
（歳出）総額：10億3千万円



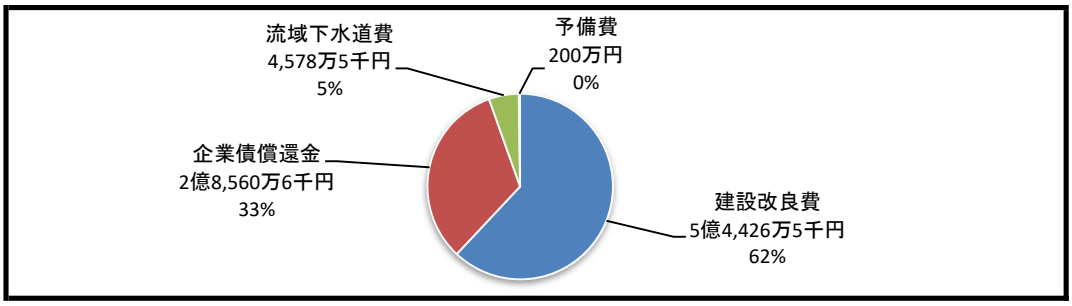
(資本的収支)

下水道関係施設の建設や改良のための経費、建設のために借りたお金、建設時に借りたお金の償還金などの施設の建設に関するお金のことです。

（歳入） 総額：4億2千万円 （単位：千円）



（歳出）総額：8億8千万円

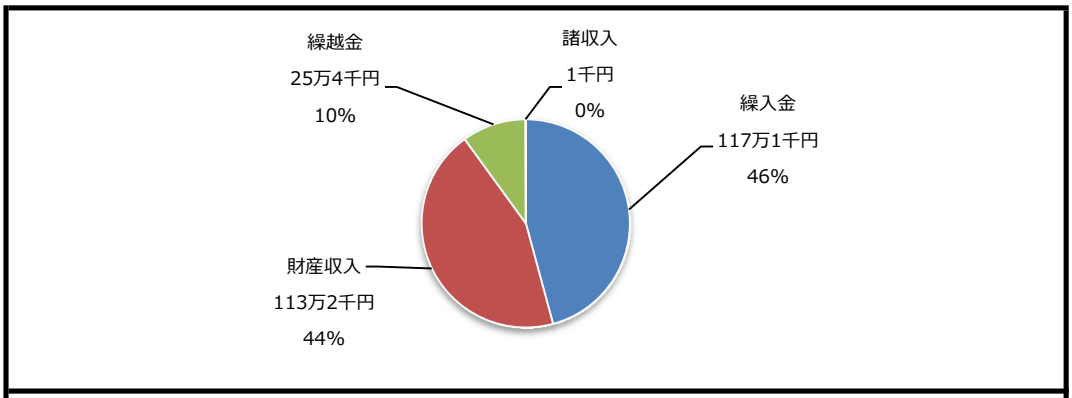


(5)岩戸財産区特別会計　　総額：255万8千円

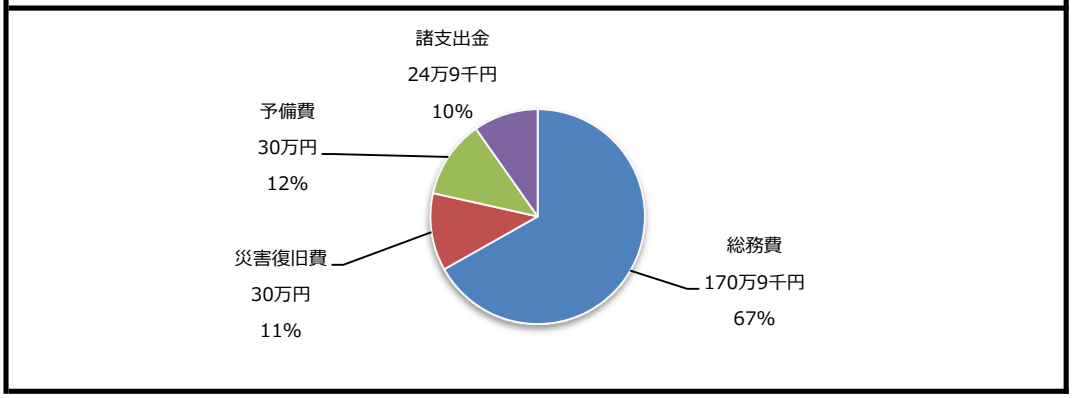
岩戸財産区の運営に関する収入と支出を管理する会計です。

（単位：千円）

（歳入）



（歳出）

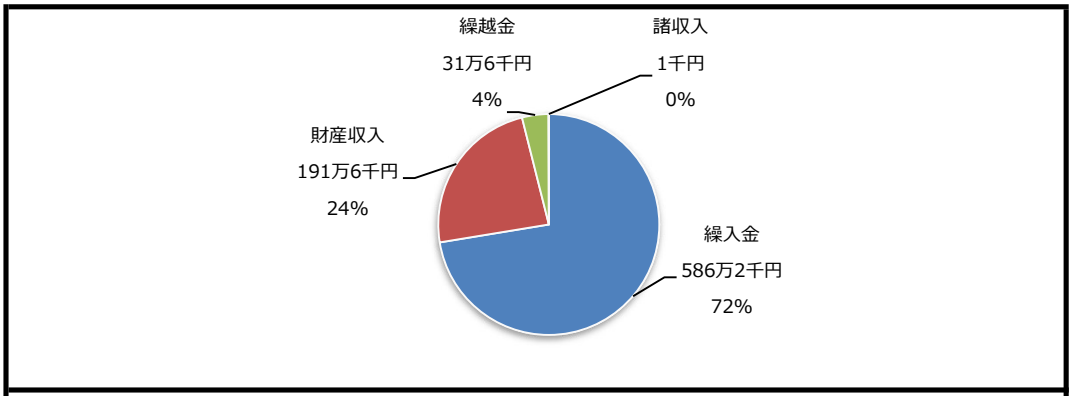


(6)安徳財産区特別会計　　総額：809万5千円

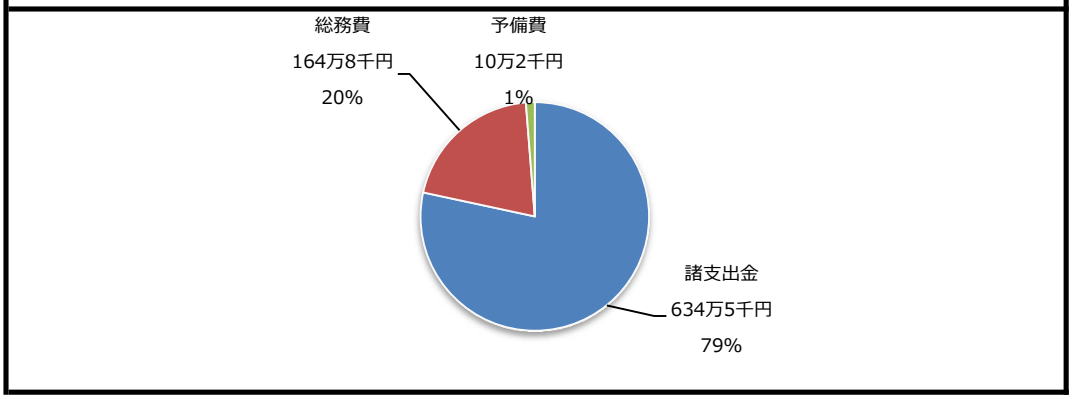
安徳財産区の運営に関する収入と支出を管理する会計です。

（単位：千円）

（歳入）



（歳出）

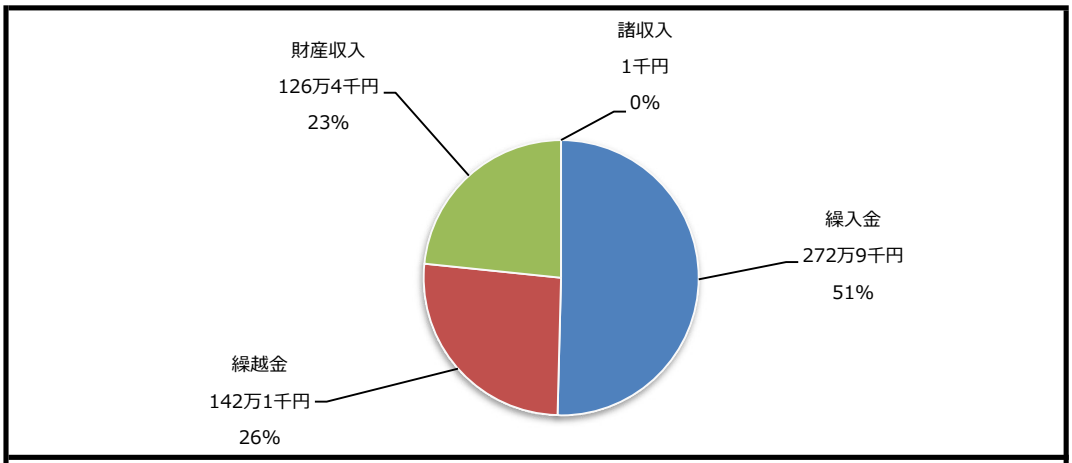


(7)南畑財産区特別会計　　総額：541万5千円

南畑財産区の運営に関する収入と支出を管理する会計です。

（単位：千円）

（歳入）



（歳出）

